

内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会の開催について

平成 27 年 4 月 7 日
内閣府大臣官房政策評価審議官決定
平成 30 年 4 月 25 日
一 部 改 正
令和 2 年 4 月 1 日
一 部 改 正
令和 2 年 8 月 27 日
一 部 改 正
令和 3 年 5 月 28 日
一 部 改 正
令和 4 年 3 月 22 日
一 部 改 正
令和 6 年 4 月 22 日
一 部 改 正
令和 7 年 4 月 1 日
一 部 改 正

1 趣旨

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づく「独立行政法人の評価に関する指針」（以下「評価指針」という。）を踏まえ、内閣府が所管する独立行政法人（国立研究開発法人を除く。）の業務の実績の評価等の客観性を担保するため、「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し、有識者の意見を聴取することとする。

2 構成、運営等

- （１）懇談会は、１の趣旨に基づき大臣官房政策立案総括審議官が別紙 1 に定める有識者により構成する。
- （２）懇談会の座長は、大臣官房政策立案総括審議官が懇談会の構成員の中から指名する。
- （３）大臣官房政策立案総括審議官は、懇談会には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- （４）懇談会は、原則として公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、懇談会に諮って、懇談会を非公開とすることができる。

3 意見聴取を行う事項

別紙 2 のとおりとする。

4 庶務

懇談会の庶務は、大臣官房政策評価広報課において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

懇談会の構成員

梅澤真由美 公認会計士

田辺 智子 早稲田大学教育・総合科学学術院准教授

千葉 功 学習院大学文学部教授

(座長) 牧原 出 東京大学先端科学技術研究センター教授

山内 暁 早稲田大学商学学術院教授

(五十音順、敬称略)

意見聴取を行う事項

(1) 中期目標管理法に関する事項

- ① 法第 29 条第 1 項に規定する中期目標の案
- ② 法第 30 条第 1 項に規定する中期計画の案
- ③ 法第 32 条第 1 項に規定する評価の案
- ④ 法第 35 条第 1 項に規定する検討の方向性及び講ずる措置の案
- ⑤ 法第 44 条第 1 項に規定する残余を同条第 3 項の規定に基づき剰余金の使途に充てること
- ⑥ 法第 50 条の 2 第 2 項に規定する役員報酬等の基準

(2) 行政執行法人に関する事項

- ① 法第 35 条の 9 第 1 項に規定する年度目標の案
- ② 法第 35 条の 10 第 1 項に規定する事業計画の案
- ③ 法第 35 条の 11 第 1 項及び第 2 項に規定する評価の案
- ④ 法第 52 条第 2 項に規定する役員報酬等の基準

(3) 共通事項

- ① 法第 28 条第 1 項に規定する業務方法書の案
- ② 法第 38 条第 1 項に規定する財務諸表
- ③ 法第 45 条第 1 項の規定に基づき限度額を超えて短期借入金をする事
と又は同条第 2 項の規定に基づき償還することができない金額を借り
換えること
- ④ 法第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づく政府出資等に係る不要財産の国
庫納付及び同条第 2 項の規定に基づく不要財産の国庫納付に代えて政
府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた収入により行う国庫納付
- ⑤ 法第 46 条の 3 第 1 項の規定に基づく民間等出資に係る不要財産につ
いて民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告
- ⑥ 法第 48 条の規定に基づく主務省令で定める財産の譲渡等

(4) その他

- ① 前各号に定めるもののほか、座長が必要と判断する事項